

第三十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第四十二号

(三八六)

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

午後二時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
戸叶 武君
北條 簡八君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

農林省審議官

本日の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)
○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。農業基本法案(衆議院送付、予備審査)院送付)、農業基本法案(衆議院送付)、農業基本法案(衆議院送付、予備審査)以上三案を一括議題として質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○戸叶武君 農林大臣に對しまして、所得倍増と農業人口の削減並びに自立経営農家と農業共同化の問題及びこの農業資金としての農林予算と農業投資、この三点にしばって質問を展開したいと思ひます。

池田内閣の一枚看板は所得倍増論であります。経済成長率を九〇と見ての所得倍増といつても、農業は一・八〇ないし二・九〇で、すなわち三分の一であるから所得も従つて倍増でなく、その三分の一であるはずで、ところが池田首相は、本會議における私の質問に對して、他産業のように倍とか倍半にはならないが、五割程度であると言へておられますが、この見解は農林大臣も同様の御見解だと思ひます。その根拠をお示し願ひたいので

○國務大臣(周東英雄君) お尋ねの点ですが、これはたびたび今までもいろいろな場所でお答へいたしておられますが、農業に關しては他の工業生産と違つた關係上、その成長度も、年の伸びといふものは御指摘のように低いのであります。二・九〇といふものが、農業だけについて考えてみれば、それよりよくなる形でござります。従つて、これをそのまま伸ばして参りますと、大体十年で四〇〇前後ということになります。私どもは一面において、農業の生産性といふものをこれに織り込んで考えていきたいと思つておるわけですが、従つて、結局各農家、農業労働者といふものに対する所得の増、従つてそれから起る生活程度といふものを均衡せしめるといふねらいからいいますと、農業それ自体の伸びといふもののほかに、各農業従事者の生産性向上による所得の増といふものを考へていきたいと思つておるわけでございます。この面から見ますと、現実の狀態として、最近におきましては、御承知のように年々農業労働人口といふものが、三十五万ないし四十万といふものが他産業の発展に伴つてその方に吸収されて参ります。こういふ点は、私どもはその現実には着目しつつ、そうしてこれを有効に生かすつて残つた農村における農業者の所得を上げていくと、こういふことが一つのねらいでござります。その面からいいますと、伸びていく量といふものは年々やはり二・八〇ずつでありましたか、なつておられます。この面から考

えあわせますと、農業の一人当たり所得といふものの伸び率が他と相当均衡を得て、その格差といふものを縮小して参る、かように考えておる次第であります。

○戸叶武君 私は相當の伸びとか、格差を縮小するといふのでなく、具体的にこの農民の所得が倍増はしないが五割程度伸びるといふ、その五割といふところの点を承つておるのであります。農業の基本対策の答申では、当初日本の経済成長率を七〇と見て、その中における農業所得全体の成長率を三〇とし、農業人口の減少を二〇といふ建前から、事業者一人当たりの農業所得成長を五〇として引き出したので、その考え方は一応捨てて、池田さんの九〇の成長率といふものに改めながらも、依然として前の数字を根拠としてこの五割程度の伸びがあるといふ点を總理大臣は答えておられますが、数字に明るいといわれる池田さんが、この数字の面ではさういふふんあいがない答へになつておられますけれども、農林大臣は自分の担当、所管ですから、もう少しこの点をはっきり答えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 倍増計画ではつきまわしてはたいた農林大臣からお話ございましたように、年率二・九〇で伸びておられます。三十二年が基準になりました。目標の四十五年には約四五〇伸びると、こういふことになりました。ただ、今お話ございましたように、就業人口の減といふこともござ

ざいますので、農業所得として一人当たりの所得といたしましては年率五・八〇ずつ伸びるといふことで、基準年次に對しまして、目標年次は一人当たりいたしました二・二倍少々の所得になる、こういふことでござります。

○戸叶武君 どうも今の答へは納得いかないのですが、池田首相は農業の就業人口の減ることが一人当たりの農民の所得をふやすゆゑであるといふふうに答へておられますが、やはり農林大臣も、農業人口を減らすことが農民の所得を増加させる要因であるといふふうに認定しますか。

○國務大臣(周東英雄君) お尋ねに對してお答へいたしますが、原則は農業それ自体における生産を拡大し、これが大きく伸びるといふことが一つの目標であります。しかし私は、今の質問の中にありましたように、農業人口を減らすことが、といふことは、意欲的に農業人口を減らすといふふうにとれますが、さういふ意味でなくて、私は農業といふものは、農業の部門内部だけでその生産性を高めるということではなく、これは困難なんじゃないか。これは日本の農業といふものも他の産業との一体の中において相助け、相補いつ日本の国民経済を發展させることが必要であり、そのことによつて初めて農業の伸張もある、また農業の發展によつて他産業の發展も出てくるわけであつて、その点は相互依存關係にあると思ひます。たまたま第二次、第三次産業部門における非常に成長の早い、發展の現状において、その方において労働

第五部 農林水産委員会會議録第四十二号

昭和三十六年五月十二日【參議院】

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

農林水産委員会會議録第四十二号

の吸収というものが行なわれております。その事実を見つ、従来から農村における過剰人口、過剰労働投下、それが過小農の土地に行なわれるということも改善、発展させて、われわれが意図する農村もまた近代的な農業を営ましめる方向に持っていくいい契機になっておると私は思う。そういう意味合いにおいて当然農業も考えなければならぬ、生産性の向上ということを取り上げていかなければならぬし、その意味においてそういう結果が出てくると、こういうことでもあります。

○戸叶武君 農業就業人口は現在一千四百五十万ですが、今後十年間にどれほど減るか。下村治博士及び池田首相は、当初はその三分の一減ると言い、現在は六割削減というふうに改めておりますが、六割削減としても、池田さんの見解の通りいくと九百万人も減るといふことになっておりますが、基本問題調査会及び経済企画院あたりでは四百万人程度しか減らないというふうな見方をしておりますが、農林大臣はこの数をどのように考えておりますか。

○国務大臣(周東英雄君) 大体これは、今御指摘のような、審議会の答申によりまして、大体千四百五十万人が千万人ないし千五百万人ということになるので、大体三割強の減少と見ております。この点は池田首相においても私は何ら変わっておらないのです。よく言われます六割削減論という言葉をお使いになりましたが、これはたびたび各方面に言っておるうちに、そういう意味が全部農業を削減するというものじゃなくて、これは総理の考え、意図するところは、できれば農業におきま

しても農業だけを行なつて、そうしていわゆる専業農家ですね、行なつて、それで人並みの生活のできるように引き上げていきたい。そのことは、今日、兼業農家といふものは二つに分かれて、第二種兼業の方がだんだんふえ、そうして専業農家もふえていく、中間が上下に分かれるという格好になっておる。そういう面も実際のものから将来引き伸ばして見ると、大体これに程度の施策を加えて、将来農業だけでやっていくものが大体五割程度前後になるのじゃないかというところ

が、何か非常に誤り伝えられ、利用されて、四割くらい残り、あとはみんなやめさせるという意味にとられたのですが、私はそうではないと思つております。大体兼業農家として残るものが三割くらい、また、専業農家が残るものが四割くらいということでありまして、また、非常に強く農業だけで成り立ち得る農家というものが、将来四割くらい、あるいは五割程度できる。あるいはまた、兼業農家といつても、農外所得で主たる生計を営むということになって、農業の部分はごくわずかの形になるから、社会的に見てもそれを農業といわれぬかもしれないというふうなことが表現に出て参りまして、兼業農家の世話はせぬということが論ぜられておりますが、これはたびたび総理が言っておりますが、兼業といわず、専業といわず、その行なり農業部面に対してはそれぞれ必要な保護助長の政策をとつていくこと、こういうことを考えておるわけでありまして、私は総理の言つたことと、審議会等において見ております農業人口の減の

見通しというものは、そう違つておらないと思ひます。

○戸叶武君 今の農林大臣の答弁だと、農業人口は三割強減少する程度であり、そうして専業農家を四割、兼業農家を残り三割というふうな配置になつていくのだというふうな御見解のようでありますが、それは農林大臣の御見解ですか、池田首相とも一致した見解ですか。

○国務大臣(周東英雄君) これは総理との間に意見の食い違いはございませぬ。

○戸叶武君 池田さんの七割削減論が六割削減論となり、さらに三割削減論となつて、君子豹変すで、倍増どころかだ、いふほど参りました。そこで政府は、十年後には二・五ヘクタールの自立経営農家を百万戸作るというふうに言つておられますが、それは二・五ヘクタールで粗収入百万円と踏んで、農家の所得六十万ないし七十万、すなわち、現在の一・五ヘクタールで三十万ないし三十五万程度の自立経営農家では所得倍増できないから、そういうふうな持っていくんだという考えに基づいてのそれは施策でありましょ

うか。

○国務大臣(周東英雄君) 所得倍増計画においての一つの試算として現われたことは、これはあくまでも一つの構想であります。で、これはもう戸叶さんも現実は御承知と思つたのですけれども、まあ普通、面積から言つて、特殊な農業経営というものの近代化とか何かやる場合に、土地だけふやせば、ある程度粗収入百万円程度のものはとれるというところは一つの試算であります。しかし、私どもは、現実に即

して見ましても、一町五反でも相当それはやつていける面もありま

最近これは全国的に、それが全部とは申しませんが、全国の四日クラブ、農村の青年によつて組織されておる若き人の農村改良計画ですね、これは大体四日クラブに属する者は二十五万人と聞いておりますが、その約二十万人が代表として東京に参りまして、実際の経験といふますが、実験に基づいて、徳島県その他におきましての報告、一々ございしますが、これはむしろ反別に見て八反歩ぐらいで、粗収入は百五十万円を得ておるといふことの実績報告がございまして、私は面積だけに固執する必要はないが、しかし、場所によつては面積を拡大し、反当たりの生産量が少ないから面積を広げることが必要とする場合もございまいしょうし、ところによつては、内容の経営形態といふものの近代化、高度化をはかるといふ方面なり、これに畜産をどう入れていくかという経営の内容を考へていった場合には、必ずしも面積にと

らわれる必要はないと思ひます。ただし、御指摘のように、所得倍増計画といふ構想が出ておりますが、これは一つの構想でありますし、ところによつてはそういうことが必要であらうし、それに対する土地をいかに増加していくかといふことも考へていかなければなりませんし、この土地の流通といふものに對するやり方の円滑化をはかるために法律改正もいたしております

が、一面においては、今後は経営の内容に改善を加えつつ、面積が拡大できぬところでも、これは粗収入を上げていくような方向に持つていく、これが私どもの考え方でありま

す。

○戸叶武君 政府は所得倍増の構想において、現在の農家戸数六百万戸が十年後には五百五十万戸、すなわち、五十万戸減ると推定しておられますが、この六百万戸の農家のうち、百万戸が自立経営農家となるとしても、あとの五百万戸、そのうち五十万戸減るといたしまして、そうすると、四百五十万戸のあり方はどういふふうになつていくというふうに見ておられますか。

○国務大臣(周東英雄君) これは先ほども労働人口について申し上げましたが、現在、御承知の通り、農家戸数によつて分け見ますと、現に専業農家がやばい三分の一ぐらいの二百萬戸前後でしょう。それから第一種兼業農家、農業所得によつて主たる生計を営み、兼業収入が従になつておるものが大体三分の一でございまして、第二種兼業農家、主たる収入が農外所得であつて、農業所得が従たる関係になつておるものがまた三分の一ぐらい。これが先ほど申しましたように、まんなの層が上下に分かれておるようでありま

す。従つて、将来の見通しとして、先ほど申し上げましたように、農家戸数として見ても、兼業農家の方が、第二種兼業がふえて、第一種兼業が減る、一部は専業農家の方へ私は行くだろうと思ひます。その中から、先ほどの倍増計画に出ております一つの構想は、土地から見れば二町五反、百万戸ということでありまして、私が今申し上げましたように、土地の大きさにあらず、一町でも、農業経営のやり方いかんによつては、粗収入は百万円、百五十万円上げることにいくことは、やはりそ

れぞれの農家に対する所得を大きく引き上げることになると、かように考えております。これらの施策は、これらの法律通過後における各地方におけるそれぞれの形態に即して私どもは指導及び実施をしていきたいと思ひます。

○戸叶武君 現在の自立家族経営と目される一・五ヘクタール以上の農家が五十九万戸にすぎないという現状のもとにおいて、今度は二・五ヘクタールのものを百万戸作るというのには、耕地を拡大しなければ、また、耕地の所得がスムーズにいかなければ、それは実現できないのですが、耕地もそれほど拡大しようという努力を政府はしないし、それから資金の裏づけも十分やっておらず、どうやってこの二・五ヘクタールの農家が百万戸で上がるか、その奇跡の種あかしを農林大臣から一つ手品師のようにやってみてほしいと思ひます。(笑)

○国務大臣(周東英雄君) 奇術師にされたが、私は別にその種あかしをするような奇術を持っておりません。しかし、これはただいまお話ししたように、二・五ヘクタールというものは一つの構想であります。しかも全国の各地において全部二・五ヘクタールなくとも、粗収入を百万円なら百万円以上上げる農家が現にありまして、先ほど私が申しましたように、若き二十才以内の青年が現実に即してやっております。それ自体はわれわれの農業基本法制定よりも一歩進んでおるといっていい。こういふ面からいまして、必ずしも面積にこだわらないと申しましたが、しかし一面におきまして、場所的には土地

の所有農地の拡大ということも必要でございましょう。従つて、それに関しましては、農地の移動に關して、これのしやすくなるためには、あるいは農協法の改正によつて土地の信託制度なりを設ける。これは売却のため、あるいは使用権設定のために信託制度を設けるという制度、あるいはこれに關連したとして、資金面におきましては、今日でも自作農資金というふうなものが一部ありますが、私どもはこれは將來、現実に即して將來どういふうな形に成長農産物というものを奨励していくか。しかもそれは地域的に、それぞれの適地においてどういふものを伸ばすかということに關連いたしまして、耕地の造成といふものは當然考へていくつもりであります。ただ、私どもは抽象的に基礎なくして何となくこの増加計画は立てられませんか、本法制定後におきましてはすみやかに各費目に従つてどういふ農産物を増加する、地方別にどう考へるか、どういふ開墾あるいは造成の余地があるか、またそれに対しては水の利用といふものをあわせ考へつつ、水はどういふふうになるかといふことを考へつつ、適当な土地を、ある場面においては造成に關して積極的に計画を進めるつもりであります。いずれも將來の見通しの上

に立つて着実に必要量をきめ、それに關して必要な土地造成に關する財政並びに金融処置を講じたいと思ひます。

○戸叶武君 農林大臣の答へは質問といつてもそれとして自分のペースで書いてある答弁書を読んでいるようですが、なるだけ質問に對して的確に答へてほしいと思ひます。現在この一・五ヘクタールないし、一・五ヘクタール

の農家戸数が二百九十四万戸、北海道をもちろんだけですが、それから一・五ヘクタール以下の農家戸数が二百二十二万戸、さらに四ヘクタール以下が二百五十万戸、こういふふうな形でこの完全非自立家族経営に属する面積や就業人口といふものが相當の數に上つておるし、また兼業農家の問題ですが、兼業農家は三百九十四万戸といふ數字が出ておるが、この農家戸數六百万戸の六五%にも当たるところの兼業農家のあり方といふものは非常に重要な問題であります。政府は自立経営農家といふものだけにばかり力こぶを入れて、それとしてこの小農、零細農及び兼業農家には農政の愛情の手が届かないやうな、今までも三割農政といわれたので、現実的には冷たい処置をしていられるんですが、今度はもっと冷たい農政を遂行しようとしておるんですが、これらの階層に對してはどういふ具體的な手を打とうとしておるのでしょうか。

○国務大臣(周東英雄君) 私はあなたの御質問よく聞いて、別に書かれた答へを就んでおりませんが、御承知を願ひます。私は今のお尋ねでございまして、先ほど私はその点に觸れて答へいたしておりました。私どもは一つのねらいは家族経営の自立経営農家といふものを育成するといふことが一つあるの大きなねらいでありまして、だからといって兼業農家を捨てるのでございせん。兼業農家の農業を営む部分についてはそれを効率的に引き上げる必要がある。従来は、ともすると、戦後における兼業農家の中には食糧確保のため土地を持つていられる兼業農家がかなりある。そういう問題の土地は

最も効率的に使われていないのじゃないか。むしろそういう面については、同様に専業農家の行なう農業について、兼業農家の行なう農業について、ともにわれわれの今後の農業政策を展開していこうと思つておられます。従つて、それらについては、技術の高度化が必要ならばそういう面に對して必要な措置をとりますし、また機械化といふことが必要な部分については、その兼業農家の持つ農地の過小といふことからいたしまして、そういう場所におきましては、農業経営に關しては共同利用設備、組織についての共同利用化、あるいは進んで協業経営といふところまでいくか、いずれにしてもそうした各面を考へつつ助長し、必要な財政あるいは金融の助成をいたしたいと考えております。

○戸叶武君 答弁が非常に抽象的になつて、必要な措置といふやうな点で言われておりますが、この農業基本法、やはり農業憲章であるといふ名のもとに非常に抽象化されて、具體的な内容といふものをうたわずにこの骨抜きのような政府案を出しておられますが、西ドイツで一九五五年に農業基本法を成立させた動機といふものは、地方における労働者が、工業と農業とに従事する者では所得が三〇%の違ひがある、この所得格差の是正といふものがある、この所得格差の是正といふものがその動機であつたと思つておられます。ところが、日本では都市と農村との所得格差が現在三対一といわれておりまして、これは国連の年鑑でも、ILOの年鑑でも、日本政府の統計が載つていふので、世界中で日本といふ国はおかしな国だといふふうにこれは奇異の眼で見ているのでありますが、政府の農

業基本法は、その第一条で、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを旨として、といふふうになりつておられますが、もう少しいふ何かがつひつと逃げたやうな表現じゃなくて、もっと積極的に農民の所得を増大することができるといふ裏打ちがどうして政府はできなかったのでしょうか。その間における、この法案だけ読んでいちゃわかりませんが、農林大臣の御心境を承りたい。

○国務大臣(周東英雄君) 農業従事者の所得を増大して、その生活の格差を解消する、均衡せしめるという言葉は、はっきりと所得の増加を意味しているわけでありまして。ただし、生活を他の産業の従事者に均衡せしめるといふことは、その一番大きなねらいは、所得の増大であることはもとよりでありまして、生活の均衡といふことの中には所得の増大だけでは足りない各般の問題がありますが、特にその書いてありますが、その生活の均衡を得しめる内容のおもなものは、所得の増大であることは言うまでもございせん。しこうして一面におきましてはその所得の増大をなさしめるにについては生産性の向上といふことがなければならぬのであります。この点で、かように書いてありますが、この点で当然に所得の増大といふことを意味しているわけでありまして。

○戸叶武君 かつてイギリスのエコノミストの記者が日本には潜在失業者が

七百万人程度あるという事を指摘したことがありますが、総理府の就業構造基本調査によつても六百七十七万人の不完全就業者があり、そのうち農民は六百五十万人に及ぶといわれております。この潜在失業者をどう解決するかという問題が農業基本法においても相当問題になると思つておりますが、現在労働者が生産に従事しても、それを償うだけの所得を得てないというのが日本の現状でありまして、これは統計学者の人々によつてもいろいろ指摘されておりますが、都市の労働者の人々と比較しても、非常に農民の労働に対する報酬が低いといわれております。労働報酬が全国平均一日当たり八百円くらいといわれているのに、農民の方では三百円前後じゃないか。米の場合には別だが、他においてはそういう低いところにあるのじゃないかといわれておりますけれども、これだと日雇い労働者程度の所得しか得てないことになってゐるのですが、これに対して具体的にどういふてこ入れをやらうとしておりますか。

○國務大臣(周東英雄君) ごもつともなお尋ねですが、私どもは労賃の比較によつての均衡ということをねらつていないのでして、先ほども申しますように、生活における水準の均衡ということであります。しかし、その中にはもとより収入というものが中心になります。その収入に関して農業所得というものを、その中に入つておる農業労働の対価と申しますか、報酬をいかに見積もるかといふことについては私も十分に今後とも考慮はしていかなければならぬのですが、ただ一つ一つの米について何ぼ、野菜について何ぼと

いうような意味じゃなくて、それらの生産に関する総所得の上において他と均衡を得しめたい。それは生活に現われる面においていふ考え方であります。

○戸叶武君 農民が農業生産に従事するところの労働力に対するところの報酬、それは所得と結びつくものですが、そういう問題を米の問題に對して、あるいは米作地帯でなく丘作地帯においてはどうなつておるか、すべてこの農民の生産に従事するところの所得といふものをどの程度につり上げ、そして安定させていかなければならぬかといふのがほんとうは農業政策の基本的な問題です。そういう問題を回避して、ただ生活の均衡というけれども、生活といふものは所得との結びつきなしに生活のささへはないのでありまして、農林大臣がそれを何でもないような形で回避するといふことはおかしいなと私は思ふのですが、どうも農林大臣の考え方がいふ池田さんの考え方にちがふところがある、日本農業の自立性といふものに自信を失つて、結局第二次産業なり第三次産業に依存して、その面から農業人口といふものを吸収してもらい、それのお情けでもつて所得の倍増論と結びつくような形の、一つのビールのあわのようなものでしょうが、そういうものを作り上げようといふような一つのねらいのようですが、農林大臣は日本の農業に對して、農業の自給態勢、それは戦時中における自給態勢とは違ひますけれども、いわゆる政府が相当に力を入れるならばもつと自給度が高まるというところが明らかですが、この自給度を高め

ようとしなくて、農業人口を他産業に吸収するといふことだけに力点を入れているようにしか私には印象づけられないのですが、その間の関係はどうなつておるのでしょうか。

○國務大臣(周東英雄君) 私は戸叶さんのお言葉ですけれども、農業の生産に關して所得をはかるときに、その価格といふような問題、いろいろ問題が出てくるといふことは私は全くお説の通りだと思ふ。その際に、あなたのお話を聞いておりますと、この際農業基本は価格をつり上げておくといふことが農業者を保護するゆゑんではないかといふふうに言われる。

○戸叶武君 そんなばかなことは言いません。

○國務大臣(周東英雄君) 私はそういうことは考えません。私は今度のケネディの教書を見ても、私も決してお尋ねですけれども、そんなことは考へておりません。私はそういうふうな、農業は他産業の従属せしめるという考へておりません。私はもういふに、農業は他産業の従属とも考へないし、また他産業が農業の従属とも考へません。農業と第二次、第三次産業、いずれも相互に相助け相補いつつ発展していくものであつて、あなたも御勉強になつてケネディの教書をお説みになつておられると思いますが、これなんかは、農業は他産業によつて発展し、他産業も農業があらつて発展する。農業の生産物を拡大されて、その市場がよりよくなるというところは農業者の購買力もふえて他産業も栄えるし、また他産業の方がだめになれば農業の方も困るというふうに、これは相互に助け合ふなければならぬ。しかもその間における価格といふものを、所得にも

關係するが、消費者所得の關係の問題についてはやはり一つの標準の価格で取引されていかなければならぬし、一面、生産者の方を今お話のように価格をつり上げていふようなことになつても、これはもちろんあなたも不当に

いふことは決してお考へになつていませんと思ひますけれども、やはり標準価格で安定させるということが消費者に對しても私は必要なことである。それが不当に標準価格を下回るような形で農家の方がまた買いたたかれぬようにするのにはどうするかといふことが、今後の農業基本法の制定後に於いて私たちのやらなければならぬ施策の要点だといふふうに思ひますが、そういうふうな私たちは考へております。従つて今のお話でありまして、決して私どもは農業を他に従属せしめ、ほかの産業の発展によつてこちらの発展を考へるというとは思つておりませんが、これは全産業一体として考へた場合に、他の産業の発展によつて当然農業も利益を得、農業の発展によつて他産業も潤うといふことであれば、現在の日本の高度成長しておる第二次、第三次産業発展に必要な農業労働移動といふ現実を冷静にながめ二、三男等につきまして、よりよき職場を得て、所得を得る収入を得るようになり、それが必要なら職業の訓練なり、職業紹介、技術訓練もやつて、よりよき職場を得るよう努力をするといふことの政策はとらなければならぬ。あなたが先ほどお話しになつた、そういうふうな言つても、最低賃金とか賃金が悪くてだめじゃないかと言われるが、それは現実において今日までそう

いふことはあつたかもしれませんが、今後は今日の高度成長に伴つてその賃金体系についてもあわせて考へていくことが農業の発展にも役立つと私は考へております。

○戸叶武君 私は価格問題には触れないで、所得の問題だけを言つたのですが、どうも農林大臣は少しそのところがピンとを故意に欠いてゐると思ふのですが、ケネディの教書の動機となつたのも、これは農林大臣は御存じと思いますが、今までの共和党の拙劣なあの二割生産削減によるソイル・パンク——土地銀行の施策といふものが、この七年間において農民の所得を減退したといふ具体的事実を基礎として、これを撃破しながらの選挙にも勝つてきたので、その上に立つて、一九二九年の世界経済恐慌に次ぐ、今アメリカには経済不況が襲つておるといふきびしい認定のもとに、要するに、アメリカの農業生産物をいゝゆる押えるという方向よりは、外にどうやって売りつけるか、貿易の自由化とドル防衛の名によつて、アメリカの農産物が日本にどう殺到してくるかといふのに、われわれはどうこれに對するかと、いふので、アメリカの立場とつちの立場とは、攻める者と守る者との違ひですから、どうかアメリカのことと日本の農業政策とを混同しないようにお願いしたいと思ふのです。

そこで、次に、自立経営農家の育成が、農業共同化の促進かの問題であります。この政府並びに社会党の農業基本法をめぐつての政策論争といふものが問題の焦点になつてゐるようでありますが、農業構造の改革に關して、政府案では第十五条において「国は、家

族農業経営を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるように育成するため必要な施策を講ずるものとする。」とし、しております。ところが、政府案は、十年後に二・五ヘクタールの自立経営農家百万戸を達成するといっているのですが、それすらも数字の根拠が明確でなく、農林大臣は、何も二・五ヘクタールというものに關係なく、一ヘクタールであつても、酪農やあるいは果樹栽培や、いろいろなものによつて農業経営が成り立つようにすればいいんだというふうに言つておりますが、それとこれとは違ひのであります。この、要するに「できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるように育成する」と、六百万戸のうち、どのくらいの程度が自立経営になるように育成できるというお考えですか。二・五ヘクタールの百万戸以外に、どのくらいできると思つておりますか。

○国務大臣(周東英雄君) それは先ほども言いましたように、農業だけで自立して家族経営でやつていける農家を一つ考えていこう。それは先ほど言つたように、だんだん、いろいろな統計から考えまして、大体将来目標としては四割弱のものがその方向に進めるのじゃないかと思ひます。あなたは、今、十五条の關係からいって、これをやるのに二・五ヘクタール百万戸じゃないかと、こゝろでお話でございしますが、これは自立し得る農家といふものを作るといふことであつて、それはもとより、お話のように、一つの構想としての面積からいって、二・五ヘクタールなくちやならぬ所もございませ

しょうし、それ以下でも経営の内容のやり方によつては、面積はそれだけなくともやれるものもありましよう。いずれにしても、いかなる形にか自立経営農家を作らうというのが私の趣旨であります。しこりしてあれば参考と申しましたけれども、さらに私どもは、あくまでも今後における——今アメリカのことをおっしゃつた、あれと日本は同じ立場にあるとは思ひません。しかし、日本としては、やはりいかなる場合でも、作つたものが売れていくためのものを作つていくといふことな

切なることである。それが農家に最も親切なことであります。そういう意味において、今後における需要の伸びるものを作つていくのについて、どれだけ土地がどれだけ足りぬか、どういふふうな形でいくのかといふことに沿いつつ、たとえば今の構想であります百万戸、二・五ヘクタールを持たせるのがいいのか悪いのか、それに対する必要量はどうかといふことは当然考えていきたいと思います。いきますけれども、ここに書いてある十五条の規定そのものが常にあなたのお話のように二・五ヘクタール、百万戸のものをここに考へていふという条文ではございません。

○戸叶武君 私は、それです。百万戸以外にどういふふう具体的に、自立経営農家を育成するといふ、育成するのといふことを聞いていますので、しかしそれとも、前か言つてものれんに腕押しですから、これは避けませんが、農業基本法の目的とするものは、やはり社会政策の第一条において示しているように、「この法律は、わが国農業の構造改革を通じて、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給

度を高め国民経済の発展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるように高めあわせて農村と都市との生活文化水準の格差を解消することを企図し、そのための基本原則を定めるものとする。」という規定の方がどうも政府のものよりはるかにできていると思ひます。これは比較してみても、冷静に見ても、軍配はやはり社会政策案に上がると思ひますが、この政府案の方には、本会議における代表質問の方も、自給度を高めるという点にどうも力が入れてないじゃないかといふ点を心配しているようですが、今までの答弁を聞きまして、他産業との総合的な関連において——これは一國の国民経済は当然のことでありますが、他産業との総合的な関連の上に立つのにしても、隸屬でなく、農業自体の自立性といふものがなければ、農業政策といふものが、今の政府の政策の骨格をなす農業政策になるのです。で、この政府案は、農業経営の自立経営について「正常な構成の家族のうち農業従事者が正常な能力を發揮しながらは完全な就業することができ、規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を経営することができるよう所得を確保することが可能なものをいう。」といふような説明をつけて第十五条の中に概念規定をやつておられますが、このよ

うな概念規定のもとに自立経営といふものに力を注ぐのはけつこりですけれども、非常に農政といふものがこれじゃばけてくるじゃないかと思ひます。これに対してどういふお考えを持っておられますか。

○国務大臣(周東英雄君) なるほど「自給度を高め」といふ言葉が書いてないから、どこに目標を置くのかといふことではあります。この自給度向上、国内においてできるだけ必要なものを作るといふことは、これは當然なことだと思ひます。その点は、ただし戦争中であつた、これはやむなき仕儀であつたかもしれせんけれども、この経済の不合理性といふものをそのまゝにして置いて、何でも国内で作ればいいというふうなアウトタルキーのよきな思想、これは今日の段階ではとるべきでないと思ひます。しかし、私どもはそういう意味でなく、政府は、第八条におきまして、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表し、第九条でしたか、この長期見通しをもとにして生産性を高め、生産を増大するといふことを書いておられるわけです。あくまでも今後の問題は長期見通しを立てて、需要に應ずる供給をし、その供給は可能なる限りは国内でやらせるといふことはこれは当然だと私は思ひます。それよりも今後の問題は、その当然の問題は八条、九条に表わし、そうして第十五条では、主として個人の生活といふものを他産業に優先均衡せしめるためにはどうするかといふ一点において、まずその農業自体における生産性を高めることが、農業といふものを、他の産業に對して、あるいは国民経済に寄与すること大ならしめると同時に、それによつて個人の農業従事者に対する所得も上がるから、生産性を高めようといふのが一点であり、同時にそれに

よつて生活水準を均衡せしめる、こゝろいふことではあります。

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

○戸叶武君 この政府案は農民の保守性といふものに迎合して、その保守勢力の温存といふことに力点を置いてものを考へているようでありまして、今まで農林省でも、経済企画庁でも農業の生産性所得が非農業に比べて低いのは、農業の経営が家族労働的な零細農耕であるからと日本農業の現状の弱点を率直に指摘してきておつたのであります。しかるに政府案がいよいよ六百万農家のうち百万戸の自立経営農家育成といふものに重点を置いて農業の二重構造を解消し、その停滞性を救おうとする勇氣と見識を欠いておられます。こゝろの態度では旧態依然たる家族経営農家中心主義の考え方から日本農業は抜け出すことができない、またこの零細化されている農業といふのを克服することができないのじゃないでしようか。私はやはり政府が二・五ヘクタールの百万戸、そのほかにもいろいろあるといひますけれども、今までの三割農政が今度は六分の一農政となつて、少数の富農層だけにしか結びつかない農政として突っ走つていくのじゃないかといふ疑義があるのです。農林大臣はそういう御心配を抱いておられますか。

○国務大臣(周東英雄君) 私はそんな心配は抱いておりません。ことに日本の農家、農業の保守性にとらわれてい

るのじゃないか、相変わらず脱却できないのじゃないかといふ御質問には私は少し誤りがあるのじゃないかと思ひます。今日私どもの考へておるのは、農

けれども、社会党はがむしやらに共同化を推し進めようというのではなくて、大臣も心得ているはずなんです、今の日本の農業の悲劇は、過小農業だ。これを何とか克服しなければならぬということが農業近代化の眼目であつて、これなしには機械化も生産性の向上もコストの引き下げもできないというところの絶対の壁にぶち当たっているのですが、すでに農民自身が共同化の方向へ前進しつつあるので、これを手助けしてそれを伸ばしていかなければならないというのが社会党の方の考えですけれども、政府は依然として自立経営農家育成第一主義でもつて、共同化の方は、協業化ですかな、あんなことを言つて、いいかげんにごまかしておいて、積極的に共同化に協力しようという気持はないのでしょ

か。

○国務大臣(周東英雄君) 先ほどから戸叶さんの質問に答えてその点言つておきますがね。たびたびお話がありますから重ねて申し上げます。私どもは、農家の気持を察しつつ家族経営の自立経営をなし得る農家を育成することを第一眼目といたします。しつてその自立経営農家をさらに発展させる上において、また全部が急激に自立農家になり得るものでもございませんし、また現況の形、零細な形から急激にいかんとすれば、その間に協同組織による協同経営というものがあつて得るわけです。その中にもう一步進めれば、土地、家畜、機械等の所有権を法定に移して農業の経営も協同してやつていくという部門が入ってくるわけですね。一口に共同々々と言つても、何もかも一緒に話しては物事が間違つて

くるところ。だから、その第一段階におけるやり方というものが、各地方におきまして、トラクターなりその他の機械についての共同所有をする、あるいは農業協同組合においてあるいは組合組織によらずして共同でもって、これを共同に使って、耕すだけは耕して、あとの土地は自分が持つて、耕耘、播種、刈り入れをやっているのです。そういうところまでやることはほとんどやっています。これは大きく家族経営農家の所得を上げ、近代化するに役立つものなんです。それからもう一つ進めて、土地を、先ほど言ったような形に所有権、権利を移転してやる協業経営の姿はやはり農家の希望によってやらなければならぬ。その点は先ほど引きました。もう一べん別に引きますと、全国のあなたは全部の農家がそう言っておるとおっしゃいますけれども、4日クラブに属する二十五万の中堅青年ですが、これが来ての報告は、徹底した協業経営というものは、やはり時期を待ち、段階を経なければならぬ。これを急に急いでではならぬ。こう言っておる。そこで、そういう時期が来、それについてやるということについては、その農民の方々の希望に沿って、やっていいということになれば、私はそのときはほとんど政府においてそれに対して助成をしよう、こういう段階でやります、こう申し上げておる。あなたの方は、その九条をお引きになりました。社会党に対する悪意に満ちた云々とおっしゃいましたが、そういうことはわれわれの同志は言っておらないのです。ただこれは家族経営というか、土地の所有は原則として耕作する者にとおっしゃいますけれども、あなたの方の、法律に現われない、選挙用に対するいろいろな指導要領がございまして、私拝見いたしました。その中には大体六百万町歩の既耕地プラス三百万のものを増加して、それを大体百万単位もしくは八十万単位のものにしてそこに全部包含しようというのが一つの原則のようです。これはあなたの方から出た冊子によつて私は勉強したのですから、これを御否定なさらないと思つて。そうやって参りますと、原則はそうだけれども、大体そういう形に持つていくということについてはいろいろと批判が出ておるのは無理もないわけです。私は別にこれがコルホーズだとか何とかいふことを言つておるわけじゃございませぬ。そういう点はたんに、端的に両方の内容というものをよく話し合つてみたいと思つておる。

〇戸叶武吉 今の農林大臣の資料を、私の方にあつてよとして下さい。それはおそろくは正確な表現じゃありません。そのことは別な機会にまたあとで究明しますが、政府案は第二条及び第九条において農業生産の選択的拡大という文字を使つておられますが、これは何を選択するのか、重要な問題ですけれども、選択的拡大はよいにしても、農林大臣は、将来の需要の見通しの上で立つて、需要のあるものを、売れるものを選択していくという指導をするのだという答えを国会においてやっておりますが、この選択的拡大という名はよろしいのですが、今まで政府の指導で、責任をとならない選択的拡大の指導がずいぶんあつて農民は迷惑しています。蘭の値が上がつた、桑を植えろ、蘭の値が下がつた桑を抜け。豚が

足りない、値が高くなつた、豚買えと言つたつて、豚の値が高くなると押えて豪州から豚を買つてくる。値が今度は下がつた。お百姓は政府のいうことを聞いてると一生うだつが上がらないといふうちに、あべこべのことをやつていた方が大体いいなあとやつて、いなかの諸団体などにおいて政府不信の言葉が出てくるぐらいですが、これといふのも、たとえば酪農を盛んにしろ、豚を買え、蚕を買えといふよりなときにおいても、まあ蚕なんかは繭糸価格安定の法律ができてはきておりますけれども、もつと重要産業に對しておきなりの支持価格というのでなくて、もつと明確な価格支持がなされなければ、農民といふものは安定できないのではないでしようか。特にたとえば米麦以外に、タバコだとかあるいはビールだとか、ビール麦だとか、こゝろのうの、タバコにおいては、五、六年前にアメリカから二年分もよけいに葉タバコを買つて以来、今度は規格がうるさくなつて、ずいぶん値段が買いたたかれております。ビール麦なんかも規格がむずかしくなつて、それをたててビール会社を買つておられますが、ビールの値段の方は一つ安くしておりません。そういうふうな、しわ寄せが農民の方にきて、このタバコでもビールでもビールでも、そういうふうなものを作るところの農民といふものが、価格決定に對して、少なくとも米や麦の場合における、米の場合の米価審議會のような権威のあるところの機関をもつて、そして生産農民が自分たちの生活に大きな影響のあるところの価格決定に對して発言の場を持ち、

場合によつては団体交渉でもなし得るというふうな方向に持つていかなければ、このままではいくと独占資本にほんろりされていくだけではないかといふ心配があるので、この酪農における、たとえば牛乳の値段の上がり下がり、豚の値段の上がり下がり、このビール麦の問題もそうですが、こういう問題に對して、農林大臣は具体的にどういふふうな善処しようと思つておられるのか。

〇國務大臣(周東英雄君) この点はお説、私は同感です。とにかく今後成長していく農産物、これを作らしていただくというのでありますから、これに對して農家が損なさらぬようにいろいろ政策指導をやつていく必要がある。それによつて私は第一の問題は、やはり将来にわたつての長期の見通しを立てて、それに需要に應ずる供給をだんだんふやしていくという形が第一にとらるべきであると思つて。従来ともすればばらばらな施策を立て、そして生産がなされたといふところに御指摘のやうなことが起こつたこともあると思つて、今後は農林省は全体一体として今後の農村における、総合的に、あるいは畜産、あるいは果実、あるいはテンサイといふようなものをどのくらい将来国内における自給度を高めるためにふやしていくかなければならぬのかといふことの上に立つて見通しを立て、それによつてどの地域に何をどの地域に何をといふところまでほんとうは指導していく。その際における指導といふものは、農林省が一体となつて総合計画の各部門を各局が担当するやうな形に、同じ方向に向かつて指導していきたいと思つて。次には、それらので上がつたものはやはり生産を助長いたします。についても、ばらばらにわずかつの生産を地域的に分散してやらせることは不利であります。畜産等については主産地形成と申しますか、まとまつた地域に多頭飼育をさせて、集荷において加工において、まとまつたものは容易に運賃、手数料、集荷料も高くならないで済むやうな方向をとつていくことが必要であらうと思つて。そういう飼育方法を考へつて、しかも次に、これは農家の共同団体にによる出荷、進んでは農家が出荷して農業協同組合によつて加工工場を持つて商品化率を高めてこれを売つて加工料を手にするといふところまで進んでいくことが必要であらうと思つて。かくのごとくしつづつ需要に合はせ、さらに取引上の不利を是正する措置を講じ、加工についても奨励をしていきますが、この現実にはあなたもすでに御承知かと思つて、埼玉縣における畜産加工工場の例のごとく、岩手縣における畜産公社、これは農業団体の組織における畜産公社、こゝろのものは作られつつある。取引にも加工においても一手に引き受けて損のないやうにしてやういふ形をとつて進んでおります。そういう形をとつて生産並びに取引形態を考へていきたいと思つて。同時にそれをやりましても、御承知のやうに農産物の耐久性の弱い物だとか、あるいは腐敗性品といふものがございまして。それらに對して不利益な価格変動といふものが起こつた場合においては、必要ならそれぞれの品目について価格支持の政策が必要なものについてとつていくことは従来と同じであります。あたかもわれわれの農業基本法は

価格支持政策を何もやらぬがごとく言われておりますが、現に米その他重要農産物については形は違いますが、農産物価格安定法に基づいてやっておりますが、今あなたが話中に御指摘になった農産物価格安定法においても、また今度とらうとしておる畜産事業団においても支持価格制度においていずれもやっております。これらはそのおのおのについて必要性を考えて適当な措置をとっていきなさいと考えております。

○戸叶武君 これは先ほど農業基本法の立会演説会を広島で行なつたときに、自民党の代表者の演説を拝聴したのですが、それによると、デンマークとかアメリカあたりにおいては、農業共同化ということが行なわれてないのだという珍説を拝承しまして、なかなか現地をあまり見ないけれどもあんな珍説があるかと思つたんです。が、この意見は別問題として、問題はデンマークやアメリカと日本の農業の形態が違ふという一番基本的な問題が頭に入つてないから、こういう笑話の種をやはり御披露するんだと思ひますが、デンマークでは御承知のように農家が平均一五・七〇ヘクタールで、一ヘクタール未満は五％、大体二〇ヘクタール以上、一戸が五十ヘクタール、百ヘクタールというものも多いわけですし、アメリカにおいても平均一八・三八ヘクタールといわれておる。そして、アメリカの農家の農業規模の大ききところもあるのは、飛行機で米や肥料をまくところもあるので想像に余りがある。こういうところにおいては、日本の今問題になつておるこの農業共同化というよりなものと違ふ形において

大体機械化、近代化がやり得るんです。日本の問題は、一つは零細農家によるところの零細農耕によるところの生産性の停滞、これをどうやって払拭していくかということが一番の問題点、そのために非常に荒っぽい池田構想といふものも生まれたと思ひますけれども、それじゃ私たちは、やはりもちろん自立経営農家のあり方といふものは尊重しなくちゃなりませんけれども、機械化なり、あるいは近代化なりといつても、共同化といふものを相対的に促進しなければやつていけるものじゃない。この所得増進計画の案の中にも水田協業は経営面積二十ないし四十ヘクタール、畑協業は四十ないし六十ヘクタールといふことを打ち出されておるが、社会党の正式でないものを引用して農林大臣は文句を言つておるが、これは正式な経済企画庁の印刷物の中にもあるのですけれども、一体この協業化なり共同化なりをやつていくのに、今のようにならぬやうに自立経営農家といふかみしを着、よろいを着て、身動きのできないやうな状態にしておつて、ほんとうに農業の近代化なり機械化なりができると思ひますか。どうも農林大臣に同じやうなことを幾たびも聞くのは、どうもはつきりしないので、いろいろなことを農林大臣言つておられますけれども、私にびんとくるものがほしいのです。一つびんとくる答をお聞きしたい。

○国務大臣(周東英雄君) びんとくる答をしますが、私が先ほどから言つておるの、どうして戸叶さんにわかつていただけないのかと思ふ。あなたは共同化をやらなければ近代化もできないじゃないかとしきりにおっしゃ

います。私も否定してはいないのです。しかし、あなたの頭には全部法人化した協業経営までやらなければならぬと頭に出ておるやうです。今日私も果樹なり畜産をやらせるについで、たとえば害虫の共同防除、これを広い面積にわたつてやつていかなければならぬ。小さい農家の一つ一つが自分の手できつ、きつと駆除するやうなものをやつてもだめだ。スピード・スプレアといふものを共同で持つて、共同に消毒なり予防をやつていく、あるいは田畑を耕すにしても、深く耕せば生産に影響します。中型トラクタといふものを使うに際して、全部土地まで所有権を移転して法人を作らないでも、これを農業協同組合が共同利用施設でもつて、深耕をなすについで共同でやつていく実例を私が見ておるのです。だから、そういうことは、全部所有権の移転までいくやうな協業経営の形にいかぬでも、協業組織でいけるのじゃないか、それはちつとも否定していません。家族経営をやりますといふことを、たびたび申し上げておる。これがあつたにせよ、上げれば意見の相違です。そういう意味において、法人経営にいくのは、先ほど申し上げたやうに、その地方々々において土地の地力とか、あるいは働く度合い、よほどいろいろな点を考えてやらなければいけませんので、お急ぎになつてはいかぬ。われわれは必要性を認めるが、ものによつて、地方によつて、時期的に考えなければならぬといふことを言つておる。しかし、これは私は全部とは申しません。一例を申し

上げておるだけで、私もそういう話を聞きつつ、私たちの話を進めていきたいのであります。決してあなたの方も全部強制的にやるとおっしゃつていませんから、いやだといふものをやらさないでよろし、家族経営を認めるとおっしゃつておるから、そうなるやうに方は私たちと違ふないやうに、か、こり言えると思ひます。それは私ははつきりしてゐると思ふ。

○戸叶武君 問題は、政府が金を出さぬか、その農業基本法というラブレターだけで、中身を持つた持たぬ道があるのか、西ドイツの農業基本法第六條に「連邦資金が必要とされる限り、連邦政府はこれについての所要金額を慎重に検討して、それだけの会計年度に応じて連邦歳入歳出予算案に計上する」と明示してありますが、政府案は「施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」と。また「必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならぬ」と。どうも表現として受け身で、いやいやながら、この何とかしなければならぬという程度でお茶を濁しているという印象しか出てこないのです。社会党案の六條にありますが、それは読むのを省略いたしますが、それから資金の確保、第七條に出ていますが、こり言ふに明確な条文をもつていない、政府が一体いろいろのことをいふけれど、農民のために予算なり公共投資の金を出してくれるのだらうかどうかといふ点で、農民が今一番心配してゐる点ですが、農林大臣、あなた金を出すつもりですか、農民が満足する程度に。

○国務大臣(周東英雄君) この法律ができてから、今御指摘のような条文をお読みになりましたが、こんな法律は今までありません。法律の中に、第二條第一項各号に關する「必要な施策を総合的に講じなければならぬ」となつておられます。そして第四條で「政府は、第二條第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬ」と。こり言ふ例は今までないですね。法律に國家の義務を書いてあるのです。今連邦政府の、ドイツの例をお引きになつたけれども、これは予算上に連邦政府は組まなければならぬと書いてある。どれだけの組み、何が必要なる施策であるかといふことはこれから出てくるわけですが、その必要な施策が決定すれば、出さなければならぬといふ法律を置いてやるわけでしょう。しかもこれだけじゃありませんよ、第六條においては「政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならぬ」と。こり言ふことを書いておる例もありませんね。これを出しますことは、もし政府の施策が間違つていたといふならば、国会を通じて農業者といふのは大きく批判し、これに対して施策を新しく申請し、要望するところのこれは機会が与えられるのです。このことが私は一番大事なことだと思ひます。今あなたの方で、社会党においては、実施に必要な予算を確保しなければならぬ、何が必要かといふことは、やはりこれからやつていくのです。これはやはり一つの基本でございしますから、私は書き方について予算と書いたからはつきりした、財政的措置

と書いたからにはつきりしない、こういふことじゃなくて、何が必要なる施策であるか、それに対して必要な予算といふものをどう盛るかということがこれからの問題で、これをはつきりと政府は義務を受けているわけであり、それで一日も早くこれを通して、そうして農家の方々なり、あるいは議会の皆様方の御要求は一体何であるのか、政府は、これがことしは必要な施策といふたが足らぬじゃないか、こういう予算を組むべきじゃないかというような、今までのような、ただ抽象的な個別的な政策に対する批判でなくて、政府はこの第六条等によって出します義務としての報告に基づいて、私は総合的な批判ができるということに大きな農業に対する私は政策、農政における大きな前進があると私は思うのであります。

○戸叶武君 われわれ農民の利益を代表して戦っている社会党としては、今まで政府から苦い目にあつてゐる中で、その不信任感からやはりそういう発言も出てくるのですが、日本の農林予算は三十六年度の予算におきまして、国の予算の九・六%です。農民の数は三六・九%であるのに、農林水産関係の予算といふものは一割以下です。昭和二十八年度はいろいろな災害や何かもありましたけれども、あのときには二十七年年度の食糧自給計画といふものがバックになつておつたので、バック・ボーンが若干残つておつた、それで一六・五%という農林予算が組まれてゐるのだが、翌年の二十九年から一一・二%に落ち込み、漸減して三十四年度には七・四%まで落ちてゐた。これといふのは、昭和二十八年に

MSA協定並びに余剰農産物協定を受け入れて以来、日本の食糧自給率といふものを放棄して、日本の食糧増産に使う金があるならば、アメリカの食糧があり余つてゐるからこれを買つてくれといふような結びつき方によつて、そうして年々農林水産関係の予算の中においても、削減されたのは食糧増産費、特に土地改良費を削られてきたのです。こういうふうな形において、農林予算といふものが年々歳々削られて、今日のようないまじい状態になつておるので、私たちはこれに急には責任を持つのだと農林大臣が言うから、それで安心できるかというとなかなか簡単には安心できないが、しかし、西ドイツでは、農業基本法が成立したし、西ドイツでは、農林予算といふものは増大しました。一九五五年度に比して一九五六年度は一・八倍、一九五七年度は二・五倍伸びましたが、日本でもその程度の成果を得られるという見通しが農林大臣はあるかどうか、それをお答え願ひたい。

○国務大臣(周東英雄君) まず、西ドイツのことをお聞きになりましたが、私も勉強しておりますが、ただ形式的に二・五倍になつたといふことをお引きになることは戸叶さんらしくもないと思ひます。総予算においてそういうことになつておりますが、最近それを修正しておりますことは御存じだろうかと思ひます。しかし、そういうことはあまりこまかい問題です。ただ倍近く、それで横ばいになつておりますことは認めます。しかし、日本の問題については、私は、この法律ができますれば、今までのややおくられておる予算

措置その他については伸びると思ひますが、ただ、私は、その点については、基礎的にいかなるものが必要であり、今まで足らなかつたか、新しい農政を展開するにどういふことをやるべきかといふことの上に立つて、合理的な形に整えていこうと思ひます。ただ数量だけを倍にするといふだけでは、満足はできないのであります。政策といふものの内容に關してどういふことが必要なる施策であり、それをやるべきことが農業者に対しては最善の努力をいたしたいと思ひます。

○戸叶武君 せめて一五%前後、三三億圓ぐらゐない農林予算並びにこれに合する公共投資といふものがなされなければ、立ちおくれといふ日本の農業といふものの腰廻きがなされなければ、日本農業の生産基盤といふものは私は培養されていかないと。そこで、これに關連して政府と社会党の間で論争になつてゐるのは、先ほども農林大臣が指摘したような、社会党が農用地三百万ヘクタール拡大を考へてゐるという点に対する御批判めいた御意見の開陳がありました。政府はこの農用地を現在の六百万町歩で大体とどめていこうといふお考えのようであり、社会党が未開墾地五百万町歩、これは政府の発表の数字ですが、そのうち三百万町歩、その内訳は、二百万町歩は牧草地、百万町歩は畑地といふことになつておりますが、この辺を拡大していかなくならぬといふのに対して、政府側は反対のようですが、いかなる理由のもとにおいて反対か、その具体的な御意見を承りたい。

○国務大臣(周東英雄君) 私どもは、先ほどからたびたび触れておりますが、農地及び水の有効利用及び開発に對して必要な施策をとるということ、二条第一項の第二号にありますが、掲げております。こういう点からいひましたとしても、将来におきましても日本の農業をどの程度まで発展せしめるかといふことは、これから長期の見通しに立つて品目別にきめるということとを先ほど申しました。それに関連して耕地あるいは牧野、草地といふようなものがどれだけ必要になるかといふことの基礎の上に立つて拡大するといふ必要があり、その必要なる数量に応じて土地の造成なり、同時にそれに關して必要な水の施設を考へていきた、こういうふうに考へております。決して土地の造成はやらないのだといふようなこととは、反対だとかいふようなことではございませんけれども、私もあくまで政府の責任のある地位におきまして、必要な場所に必要な数量をどれだけという形の上に立つて農地の造成、草地の造成を考へていきた、かように考へております。

○戸叶武君 社会党は三十六年度予算の組みかえ案において、国土調査費十億圓、農業基盤整備費二百五十億圓計上し、農業生産組合の助成のための農地造成、土地改良、農地集約化の全額国庫負担といふようなものを主張しましたが、今の農林大臣のお話だと、この社会党の趣旨には全面的御賛成ですか。

○国務大臣(周東英雄君) それが合理的な基礎の上に立つものであるならば、順次これが実現に努めるにやぶさかではございません。私はあくまでも、ただ何百万町歩とするということではなくて、それが畜産の經營、畜産の増加に對してどういふふうな牧野、草地を造成していったらよろしいか、しかもこれは地域的にものを考へなきやならぬですから、そういう問題を考へつつ、合理的な基礎の上に立つて必要な程度に応じてこれを造成していくつもりであります。

○戸叶武君 自民党の福田政調会長でしたかどなたか、党の代表者の人が、社会党の三百万ヘクタールの農用地拡大といつても、それは傾斜地とかあるいは林野だとかいふので、農家に付属したところでないから、何にもならないんじゃないかといふようなことを、どつてか座談会が何かでやつてゐるやうでしたが、この考へ方が、今後日本における農林振興に對する基本的な考へ方がまだ足りない差がある一つの見解だと思ひますが、スイスでは御承知のように山岳農林を行なつております。私はスイスに行つて實地にいろいろこまかくも見て参りましたけれども、五二%の農用地を持つておりますスイスの土地利用は、土地利用地が七六・四%で、その中でこの牧草地が二三・八%、牧場、草原が二二・四%、森林が二三・七%、畑ブドウ園が六・五%となつておりますが、うちの近くで宅地内に二十頭、三十頭ぐらゐの乳牛を飼つてゐる。それから、そのうちの主婦や子供たちの小づかい錢かせぎに大鶏を飼つてゐる。そして傾斜面にブドウが植ゑられて、その上に牧草地が、さらにその上に森林がある。さらにその上の問題は、日本で

い、私のうちは栃木県ですが、日光あたりでいけばクマザサや灌木地帯、そういうようなものを整理しまして牧草地帯にしておるのです。北海道に行くと、私は農林水産委員長の時代に、あの冷害で全道を視察しました、クマザサやかしゃつ葉がはえていて、何の役にも立たないかしゃつ葉のはえていて地帯というのは膨大なものです。どうしてああいう地帯を牧野にしないのか。こういう点において、日本より山国で、日本よりも険阻な山を持つてゐるスイスにおいて、大抵山岳酪農、夏季酪農を行なう場合におきまして、山のふもとまでトラックでもつて乳牛を運んで、そして山の上の涼しい所で夏飼育するという方式で、いろいろな協同組合が連合して協力してやつておる。そういうやり方が日本なんかにおいては当然取り入れなければならぬ。ドイツにおいても、そういう協同化が行なわれておる。今の日本の山林行政というものは、国有林とはいへ、林野庁の上の方のボスの食いのものになつてしまふやうな、林野庁の長官を一年やれば二、三千万円は黙つていても秋田、青森あたりの材木屋から資金が流れてくるというやうな仕組みになつておる。こういうやうなやり方では地元民は太らない。しかもこの山の中で、国土が狭いといわれながら、何にもならないかしゃつ葉やクマザサや灌木が生えておる。こういうところを私どもはやはり国の費用で整理して、そして国にプラスになるやうな面に活用されなければならぬと思つておるのですが、それをやるのに、さつき私が引用したやうに、社会党が言つておるやうに、具体的に国土

調査費十億円なり、農業基盤整備費二百五十億円なりというものを計上してやつていかなければ、どこから始めようか、どうしたらよいのかわからないと思ひますが、政府の方ではそういう積極的な意図は、ただ御自分としていろいろ考へておるだけで、積極的な御意図は持つておられないでしようか。持つておるとすれば、具体的な予算面においてはどうのやうな面でお出ししますか、それを承りたい。

○清澤俊英君 二分ばかりでいいのですが、この問題と離れた漁業問題、ごく簡単な問題ですから、あなたの考えだけをちよつと知らしていただくたい。と申しますことは、昨日、サンマの、大体二十センチくらいのサンマですが、それをイワシの目刺しのように五本刺して、今年からこういうものを売るのだ、非常によく売れる、こう言つて私のところに持つてきた。それを見ましたときに、今漁業調整法ができて、資源法まで出ておる際に、こういうものを見た場合、直観的に農林大臣はどう考へるか、それだけ一つお伺いしておくれ、こういうことです。

○国務大臣(周東英雄君) だいぶあらちちを御勉強になり、非常に敬意を表しますが、私もスイスの農業を見ておきます。あなたの見たユングフラウの近くまで行つて、途中における酪農経営も見ておきます。また、先ほどのデンマーク農業も親しく、前でありますが、私は見ておきます。例の国民高等学校のやり方を見て参つておられますが、それは別として、日本におきましても八ヶ岳、その他岩手県における山岳地帯における農業というものも見ておきます。しかし、あなたのとおつしやいますやうに、決して私は間違つておらないと思ひますけれども、ただクマザサのはえておることをほつておいてはいかぬから牧野にしたらどうかと言へるが、そういうわけにもいかぬので、そこらに對する調査も必要でありましようから、私どもは林野においての混牧林その他放牧草地になつてゐる原地、入会を許してゐるやうなところを一体どうするかというやうな問題から調査をいたして、私どもは今後の放牧採草地等に關する施設は考へていきたいと思ひますし、それからまた、開墾のできるやうな適地があれば、それに対して、一休山岳地帯に對

してどうしたらよいか、氣候、風土、水の問題が必要で、あなたは十分御承知でしやうけれども、一休高原地帯というものは非常にいいけれども、岩手県、山岳地帯における、あるいはあの高原地帯におけるところの水をいかにして取るかということが大きな問題だつたのです。そこらの問題を苦勞せにや解決できないと思ひます。ただクマザサのはえておることを牧野にするとか放牧問題がどうかといつても、やはり水というものとあわせ考へた行き方をしたいといふもの、この調査の上に立つてやりたいと思つておられます。そして、国土調査に關しては、これは私ある程度賛成です。現に少ないながらも一億五千万円から今度計上してこの面積調査をいたしておりますが、これでもまだ足らぬと思ひますが、現実にとれで着手しておると思ひます。そういう科学的基礎の上に立つて、私はその適地にどのくらゐふやしていき得るかということを考へていきたいと思ひます。その点については一部あなたのお考へには同感の点もあつておる。

○戸叶武君 私、時間が参りましたから、最終結論をいたしますが、デンマークでもイギリスでも、十九世紀の後半におきまして、特にアメリカの縦貫鉄道やカナダの鉄道が完成して、アメリカやカナダから安い小麦がヨーロッパ市場に入つてきた。それにつれて穀物の値段がたたかされてしまつて、四〇%ぐらいのところまでたたかされてきた。酪農においてはたしか七〇%ないし六〇%でどまつた。それが主となつて、このデンマークの国民高等学校の運動というものの教育活動を通じ

て、協同組合の防波堤を作つて一つの酪農への転換といふものが来たので、イギリスでも、御承知のように、今の牧草地帯の下にはかつて小麦を作つた跡といふものがみな残つてゐるほどです。今、日本は貿易の自由化なりアメリカのドル防衛の津波を受けて今後ゆすぶられようとしておりますが、この脅威を受けまして、その中において日本の米麦本位の農業から酪農、果樹への転換をしなければならぬ。政府もそれををはつきり言つてゐる。けれども、なつてもおりませんけれども、今のやうなやり方なら、少数の富農層が利用できるくらいで、私は大した効果はないのじやないか。この日本の農業の革命ともいへば歴史的な波動の中にあつて、災厄を転じて福となすといふやうな大転換が思ひ切つてなされたければならぬときに、政府案といふものも、あまりこたわらないで、やはり社会党が持つておる、社会党の案は少し積極過ぎるほど健康なんです、そこいらのところまで来て、そして超党派の、その意味なら超党派も可能であるでしやうから、その立場で歴史的農業基本法を作るといふくらいのことまで踏み抜けてもらわなければだめだと思ひます。農林大臣はだいたふきよりの御答弁ではわれわれに近いやうな意見も少しあるやうですが、少しその辺はもつと拡大して、今のやうな低調な政府の農業基本法を是正していつてもいいかと、こゝういふふうに思ひます。これは私のお願ひです。

○清澤俊英君 困るとか困らぬとか、そういうことを聞いているのではなから、そういうものを見ましたから、農林大臣は、そういうものを今売り出しておるやつを、今現に漁業調整法を出しておいて、サンマ、サバ、アジ、イワシ、イカに對する調整法を同時に資源法まで出して、これに對する関心を

高められているときに、これを見た瞬間に農林大臣はどう考えられるか。私には考えがあるけれども。

○国務大臣(周東英雄君) どうもむずかしいので、私は見ておらぬからわからぬのだけれども、しかし、私は漁業の調整法というのが出たのは、あまりたくさんとれ過ぎて腐敗製品等が市場へ氾濫してはいかぬから、これがある場合には冷蔵庫に入れて市場で調整するとか、サンマがよけいとれるときに陸揚げする場所を調整して有利に売らせようとか、あるいは漁獲を調整していこうとかというようなことがあれの目標だと思ふ。もし今のようなのが、資源保護の立場上小さいものをついてアユのような解禁——禁漁区を設けるというようなことが出てくるなら別ですけれども、しいて言えば新しい需要方面の開拓ということで、必ずしも今の漁業調整法には触れないのではないかと思うのですが、ちよつと私はよくわからないので、よく調査しまして……。

○清澤俊英君 今日露の漁業交渉でだいぶいろいろなことを言われておるようです。私は言いませんよ。ここでは言いません。だから、そういうようなことを総合的に考えたら、少なくとも農林大臣の頭の中へこういうものを見た瞬間にどうという考えが入っておらなければ、問題にならないと思う。私はそうだと思う。これは重大な問題だと思ふ。いや、それでけっこうです。

○委員長(藤野繁雄君) それでは、本日はこの程度で散会いたします。

午後四時九分散会